

献上されなかった佐伯文庫本の行方

大塚 秀高*

まえがき

- 一 東京書籍館における藩校旧蔵書の蒐集
 - 二 国会図書館所蔵の佐伯文庫本（一）
 - 三 国会図書館所蔵の佐伯文庫本（二）
 - 四 佐伯文庫の明治献上本の行方（一）——東京開成学校への移管
 - 五 佐伯文庫の明治献上本の行方（二）——宮内省からの返還
 - 六 佐伯文庫の明治献上本の行方（三）——明治八年文部省交付本・散逸本
 - 七 『以呂波分書目』——佐伯文庫の和書
 - 八 大分県立図書館所蔵の佐伯文庫本（一）——オランダ本
 - 九 大分県立図書館所蔵の佐伯文庫本（二）——『漢籍』
- まとめにかえて

まえがき

幕府に献上されなかった佐伯文庫本は、高翰以後の藩主による（おそらく数少ない）新規購入本を合わせる一方、散逸などによりその数を減らすなか、明治維新まで佐伯藩城中の佐伯文庫に保管されていた。この点については、前稿（『佐伯文庫旧蔵暨現存書目録（漢籍之部）解説（其の一）』）¹で述べた。この幕府に献上されなかった佐伯文庫本（以下では佐伯文庫の非献上本の意味で、これを「非献上本」とよぶ）の運命は、その後、大きく三つに分かれた。藩籍奉還によって藩主の地位を失った毛利家の窮状、おりからの西欧文化重視とその反動としての中国文化軽視の風潮、新たに来日が可能となった清朝の知識人による日本に遺存せる漢籍再発見の流れなどのなかで、再度渡海し、中国に還流したものがそのひとつである（以下ではこれを「再渡海本」とよぶ）。非献上本を買い付けた中国知識人としては、現時点では方功恵が知られるのみであるが、おそらく、そうした知識人は彼一人にはとどまらなかつたろう。のみならず、肝腎な方功恵の非献上本買い付けの経緯についても、誠に遺

おおつか・ひでたか、埼玉大学教養学部教授、中国文学

憾ながら、代理人を派遣し光緒の初年にとり以外、ほとんど知るところがない。そこで、この再渡海本については、将来機を改めて論ずることにはしたい。

再渡海本以外の非献上本の運命は、大きくふたつに分かれる。明治維新後まもなく毛利家を離れ、現国会図書館などの国公立の諸機関に収まったもの（以下ではこれを、無償か否か定かではないが、とりあえず「明治献上本」とよんでおく）と、毛利家に残り、最終的には佐伯市に寄贈され、現在佐伯市立図書館に収まっているもの（以下ではこれを「昭和寄贈本」とよぶ）がそれである。ただ、明治維新後も、それ以前と同様、諸般の事情で佐伯文庫から流出した書籍は少なからず存在したはずである。そうした流出本についての調査は、まったくといってよいほど進んでいないのだが、これについても、以下で明治献上本について論ずるなかで、多少なり論じてゆくことにしたい。

一 東京書籍館における藩校旧蔵書の蒐集

明治献上本は、さらに、ふたつの系統に分けられる。いずれも、明治初年における東京書籍館の創設と関わり毛利家を離れたものであるが、文部省をへて国会図書館に納まったものと、地元にとどまり、大分県立図書館の所蔵となったものがあるからである。以下では、まず前者について論ずることにしたい。

明治政府は、新政の一環として、新たに有料の公開図書館を創設した。明治五年八月一日に、文部省が昌平坂学問所跡に開いた書籍館がそれで

ある。この書籍館は、明治七年七月に廃止され、その蔵書は、後日、浅草文庫をへて内閣文庫に受け継がれることになる。ただし、書籍館の廃館の時期については明治八年二月をいうものもあるから、明治七年七月は閲覧図書館としての業務停止の日付であって、こののちも、職員の数減らしつつ、保存図書館として存続していた可能性がある。また、名称については当初から東京書籍館であったとするものもあり、証拠らしいものもあるのだが（後述）、はっきりしない。ともあれ、閲覧図書館としての書籍館が、二年足らずの短期間しか存続しなかったことに間違いはない。浅草文庫は、書籍館の建物が地方官会議の議場にあてられた明け渡された後、その蔵書を浅草八幡堀の旧米倉跡に移して開設された官立の公開図書館で、明治八年十一月に閲覧業務を開始した。しかし、この浅草文庫も長くは続かず、明治十四年五月には閉鎖された。このときの蔵書は約十四万冊だったといわれている。

東京書籍館は、書籍館のあった昌平坂学問所跡が、明治八年二月九日に文部省の所管に復帰して後、同年五月十七日を期し、面目を改め開館・再発足したものであった（無料）。その蔵書は、同じ建物（湯島聖堂の大成殿）にかつて存在した書籍館の蔵書が、すべてウィーン万国博覧会参加のため設けられた博覧会事務局に移管されていたため、新たに文部省が交付した一万余冊の洋書が中心となった。このため、利用者の多くが望む和漢書にとぼしい嫌いがあった。そこで、東京書籍館は各地に現存する藩校の蔵書に目を着け、これをおのが蔵書に加えようと考えたという。以下に、この間の経緯を示す、明治八年五月三十日付の、東京書籍館事務取扱辻新次・九鬼修一の両名が連名により文部大輔田中不二

磨に上申した、「旧藩書籍取寄方ノ仰裁」の案文章稿を引こつ。

開館後既に経数日候處、毎日登館して書藩を展覧する者、十の六七は和漢の書を求む。然るに当館所有之書籍者、過半英仏独の三語にして、實に和漢の書に乏し。依ては、旧藩之藏書之内、其儘据置候様兼而府県へ御達有之候分、至急御取寄之上、当館江御交付有之度、右者当館求覽者之便のみならず、世の古典珍書を一處に蒐集し、之をして後年散佚取損せしむるの弊を防可申と存候條、此段至急仰裁可候也。

この一文には、就いて明らかにすべき点が少なくないのだが、それに先立ち、機関としての東京書籍館のその後の変転を記しておく方が便宜であろう。東京書籍館は、明治十年東京府に移管されたが、明治十三年には再度文部省の所轄に復し、東京図書館と改称された。東京図書館は、明治十八年に東京教育博物館と合併のうえ湯島から上野に移り、十月に新装開館した。これが通称上野図書館で、昭和二十四年には国立国会図書館支部上野図書館となり、今にいたっている。国会図書館の特殊コレクション「上野図書館所藏藩校旧藏本」は、この東京書籍館が蒐集した、も各地の藩校の藏書だった和漢書を集めたコレクションであつて、現在は国会図書館の古典籍資料室の所管となつてゐる。

東京書籍館における藩校旧藏書受け入れの経緯について語ることは、本稿の主旨ではなく、略したが、既引の「旧藩書籍取寄方ノ仰裁」の背景も含め、必要最小限の事項のみ、以下に記しておきたい。

東京書籍館開館に先立つ明治四年十一月、文部省は各地方に「公費ヲ以テ設置セル学校病院等所藏書籍器物等ヲ録上」させており（『明治四年法令全書』九〇〇頁）、各府県が提出した旧藩製藏書の目録から採選した選択分については、朱印印を附し、追つて指示するまでそのまま保存すべく、それ以外については適宜処分してさしつかえないむね指令する一方（ただし、処分にあつては一々文部省に伺い出て、その指示を受けるととされた）、朱印印を附した書籍を府県ごとに抜き出した「聚珍書目一覽表」の作成にとりかかつていた。東京書籍館からの先の上申は、この作業中になされた。東京書籍館は、当然「聚珍書目一覽表」作成の事実を承知しており、千載一遇のチャンスとばかりに、それに著録のものを至急取り寄せ交付されたいむねの上申をしたに相違ない。

文部省には、採選を終了した各府県から、すでに、朱印印を附した以外の書籍につき、売却処分の伺いも出ていたから、ことは急を要したに相違ない。この絶妙なタイミングでなされた上申により、文部省は、各府県からの売却処分伺いについても、東京書籍館に書類を回付し、その意見によつて応諾することとした。文部省が、二度手間を省くため、未了の採選作業を東京書籍館に委ねたのは、自然ななりゆきであつた。藩校旧藏書の東京書籍館への交付は、明治八年八月に始まり、翌九年九月に及ぶが、ひとり鹿児島県（旧宮崎県）分のみは、明治十一年十二月の東京府所管時代にずれこんだ。統計によれば、その総数は以下のようであつたという。

明治八年 一三六四部 一七〇五三冊

明治九年 一七四〇部 二五七四四冊
 明治十一年 七九部 八三三冊

総計 三一八三部 四三六三〇冊

この三一八三部、四三六三〇冊だが、すでにリストが「交付書目」として公開されている。この「交付書目」の大分県分に、佐伯藩の藩校だった四教堂の旧蔵書も含まれているに相違ない。

ところで、当時の三府六十県から提出された書目に記載された和漢書は、総数六万二千三百部であったという¹⁵⁾。したがって、東京書籍館に交付され、国会図書館に継承されているはずの三一八三部（ただし、その後、その一部は東京開成学校に移管され、重複分については海外の図書館との交換用などに使われたという。この点については後述したい）は、そのおよそ五、六パーセントにとどまる。大分県が佐伯藩を含む県下の旧藩から提出をもとめ、おそらくそのまま文部省に提出したであろう原書目が現存していれば、佐伯文庫本、とりわけ明治献上本の研究は飛躍的に進歩するに相違ない。だが、遺憾にもそれはいまだに発見されていないようである（後述）。そこで、原書目の探索は後日の課題として、ここでは、先の「交付書目」の大分県分を手がかりに、国会図書館所蔵の漢籍から、佐伯文庫の明治献上本の探索をすることにした。

一 国会図書館所蔵の佐伯文庫本（一）

大分県から採選された和漢書は、明治八年十二月二十七日と翌九年三

月三日の二度、文部省から東京書籍館に交付された。「交付書目」により、以下にその数を記そう。

	交付部数	採選部数	原部数
明治八年	三一部	一一八部	一二〇〇部
明治九年	七九部		
総計	一一〇部		

つまり、大分県において文部省に提出した原書目には一二〇〇部が著録されていたが、文部省（あるいは東京書籍館）はそのおよそ一割、一八部を採選するにとどめた。しかも、理由は不明ながら、そのうちの八部は東京書籍館に交付されるにいたらなかった、ということになるのである。

大分県分が二度に分けて交付された理由はさだかでないが、明治四年に大分県となった、岡・府内・森・日出の旧四県分、杵築・佐伯旧二県分については、「蔵書并蔵板別冊」の進達留¹⁶⁾が、いずれも明治五年二月付で文部省に提出されており、中津・臼杵両県と旧天領日田分が明らかでないものの、原書目作成の進捗状況に大差があったとは思えないから、大分県において、なんらかの事情または意図があつて、文部省への藩校蔵書送付が二度となった結果、東京書籍館への交付も同様となったとみるのが自然であろう。第一次分には漢籍ないしそれによる鈔本が多く、第二次分には和書ないし和刻本が多いが、厳密にそれを区別したとは思えないから、旧県から大分県庁（府内）に書籍が送られてきた順により、

第一次分・第二次分が分けられたのではあるまいか。

以上の仮説が成り立つなら、第一次分・第二次分のいずれか一方のみ佐伯文庫本は含まれ、他方には含まれていなかったはずである。では、そのいずれに含まれていたのかといえば、おそらく第一次分だったに相違ない。結論を先にいうことになるが、そこに掲げられる書物の多くがいわゆる漢籍であり、なおかつその大半が今なお国会図書館に所蔵されており、その多くに「佐伯文庫」の蔵書印がみえるからである。そこで、以下にあらかじめ、第一次交付分の書名・冊数を掲げ、調査の結果これに対応すると判明した、国会図書館蔵本の請求記号、原（現）冊数、「佐伯文庫」の印記の有無、それ以外の蔵書印などを附記しておくことしよう。

三 国会図書館所蔵の佐伯文庫本（二）

別表に明らかなごとく、「交付書目」には、そもそも書名と冊数の記載しかないのだが、『和名類聚鈔』・『神皇統通記』・『釈日本記』をのぞく二十八部は、漢籍とみられる。したがって、これらには佐伯文庫の明治献上本の可能性があった（佐伯藩毛利家またはその藩校四教堂の蔵書、いわゆる佐伯文庫本に和書が皆無だったはずはなく、後述のごとき明証もあるのだが、ここではこれまでの定義にしたがい、佐伯文庫本の名で、上記の蔵書中の、いわゆる漢籍を指すことにする）。ひるがえって、佐伯文庫本の要件だが、以下の1と、2・3の少なくともいずれか一方をあわせもつこと、となろう。

- 1 漢籍ないしはその鈔本。便宜上韓本ならびに韓人による注釈本は含めるが、漢文で書かれた邦人の作品や、原書が漢籍であっても邦人が注釈を加えたものは基本的にこれに含めず、原漢籍を抜粋編輯したもの、訓点を施したもの、頭注を加えたもののみを含める。
- 2 佐伯文庫関係諸書目^註のいずれかに著録されていること。
- 3 佐伯文庫本であったことを示す印記が捺されていること。

以上のうち、1は筆者が対象を限定するために加えた制限ではあるが、2の諸書目に著録された範囲から帰納したものであって、まったくの恣意にでたものではなかった。後述のごとく、佐伯文庫には和書のみならず洋書も蔵されていたのだが、それらについては、これまでそれらを著録する書目が見られていなかったため、調査・研究の対象とならなかったにすぎない。そうした書目が見出された今（後述）、梅本幸吉氏による佐伯文庫旧蔵本洋書の研究を継ぎ（後述）、和書についても研究の俎上に上せられてしるべきなのであるが、如何せん筆者はその余裕と能力を欠いている。本稿が、佐伯文庫旧蔵の漢籍を主な対象とするゆえんである。

閑話休題、しからば、事実上2と3が、佐伯文庫本をその他の漢籍から弁別する際の要件となるのだが、上記「解説」でも縷説したように、佐伯文庫本のすべてが関連する諸書目のいずれかに著録されていたわけでもなかったし、すべての佐伯文庫本にその佐伯文庫本たることを示す印記が捺されたわけでもなかったから、2・3ともその十分条件にとどまり、必要条件とはなり得ない。とはいえ、諸書目に著録されずとも、

書名	冊数	国会図書館の請求記号	原(現)冊数	【佐伯文庫】印記の所在	刊・写	備考(交付年次・他の印記・【伊呂波分書目】著録)
和名類聚(鈔)	五冊	118-63			和刻本 (竹藝藏板・帝都(京都)錢屋惣四郎) 和刻本 (寛文七丁末・大阪書林淡川清右衛門版)	故榊原芳塾納本 榊原家蔵・帝国図書館など 故榊原芳塾納本 榊原家蔵など
奇賞齋古文彙【編】	百貳冊	830-169			江戸写	出清之印・帝国図書館
神皇統通記	貳拾巻冊	195-109	21(欠160-170巻)		江戸写	故榊原芳塾納本 榊原家蔵・東京図書館など
釈日本記(紀)	拾三冊	わ210.3-66	13(8)		天啓刊	M/A・東京書籍館明治五年文部省創立 東京図書館蔵
韻譜本義	五冊	206-1	5	①	江戸写	M/A・東京図書館蔵
【鉄定古今】図書集成鈔本	百三拾貳冊	わ032-2	132	①	万曆32刊	M/A cf118冊まで確認
李贄正藏書	貳拾冊	206-13	20	①	江戸写	宮内省図書館印・東京書籍館明治五年文部省創立 宮内省図書館印・東京書籍館明治五年文部省創立
李贄統藏書	八冊	206-14	10(4)		明刊	M/A
皇明世法録	四拾八冊	161-18	64	①	万曆辛卯序刊	M/A
格致叢書	貳百八十冊	205-15	93(60)	②(原裝第三冊)	江戸写	M/A・東京書籍館明治五年文部省創立
感(成)資録	貳冊	161-15	2	①	崇禎5序刊	M/A
網羅正史約	十六冊	165-51	16(8)	①⑤(原裝第九冊)	明刊	M/A・虎丘郎文庫・東京大学図書之印・東京大学法理文科学部図書
大明律附例註解	十貳冊	112-2	12(6)	①⑦	康熙肆肆序刊	M/A・壽永寺・千眼…・東京大学図書之印・東京大学法理文科学部図書
大津(清)律箋積合鈔	六冊	113-29	6	①	乾隆58刊	M/A cf11冊まで確認 cf10冊まで確認
大(大)平寰宇記	四拾八冊	169-4	48(16)	①	雍正10刊	M/A cf11冊まで確認 cf10冊まで確認
大清會典	百四十冊	322.22-D173(1732)	100		乾隆刊	M/A cf11冊まで確認 cf10冊まで確認
歴代紀事年表	百貳十冊	322.22-D173(1764)	100	①⑨	清刊	M/A cf11冊まで確認 cf10冊まで確認
増補【明律】形(刑)書撰会	六冊	わ222.003-1	100(63)	①⑨	正徳11部部知果編刊	M/A
宋李忠定公奏議	十冊	151-4	10(5)	②⑨	嘉靖16跋刊	M/A
農桑輯要	貳冊	151-46	2(1)	①	万曆22刊	M/A
勸戒図説	四冊	151-54	4(2)	①	江戸写	M/A
古今圖書集成明倫彙編 閩媛典	百貳拾二冊	わ282-3	122(61)	①⑨	崇禎12刊	M/A・内府蔵書
古今治平畧	三十冊	154-49	30(14)	①⑦	崇禎15序刊	M/A
古今将畧標	十三冊	169-54	13(7)	①⑦	崇禎9刊	M/A 亀田文庫
五音篇韻	七冊	821.1-Ka324g	5	5		
古奏議	五冊	217-111	5	①	万曆29序刊	M/A
古今放	八冊	160-63	4	①⑤	江戸写	M/A
御製詩三集	三十冊	168-13	8	①⑥⑩⑬(原裝)etc	浙江学政重刊	M/A・宮内省図書館印
記録集編	六十冊	227-16	30(15)	①⑥⑩⑬(原裝)etc	万曆15序刊	M/A・東京書籍館明治五年文部省創立
明政純宋(宗)	十八冊	203-3	60(20)	①⑩(原裝)etc		
人鏡陽秋	十四冊	177-46	17(30巻欠2巻) 14(7)	①②	崇禎肆跋汪氏環翠堂刊	M/A

附記 備考欄のM/Aは「明治八年文部省交付」の印記、M/A九は「明治九年文部省交付」の印記の所在を意味する。請求記号欄は筆者が閲覧したすべての書籍をあげたが、これが国会図書館の同名書の手元にはない。佐伯文庫本を探し当てれば、以後同名書を調査する必要はなくなるからである。【佐伯文庫】の印記の所在調査は、大部の書の場合は冒頭のみにとどめた。ただし、印記がみあたらない場合はこの限りではない。

しかるべき印記さえあれば佐伯文庫本と認定可能だが、逆は蓋然性の指摘にとどまるから、³こそが、その佐伯文庫本たる出自を示すメルクマーということになる。また、その印記は、昭和寄贈本の大半や、再渡海本に捺されている「佐伯文庫」の印記でなければなるまい。さて、その具体的な認定の手続きであるが、以下のようになる。

- (1) 既に作成済の「佐伯文庫旧蔵暨現存書目録（漢籍之部）」（未公表）に照らし、上記二十八部から同名のものを選び出す。
- (2) 刊本については、その刊行時期に問題がないかを調べ、冊数などに矛盾がないかを確かめる。但し、冊数は改装による変化の可能性があり、厳密な一致はもとめない。
- (3) 『国立国会図書館漢籍目録』（国立国会図書館、昭和六十二年三月）により国会図書館における所蔵の有無を確認し、候補が複数ある場合は、種々の条件に照らし、現物確認の優先順位を決める。
- (4) 優先順位にもとづき現物を確認する。

ひるがえって、上記の二十八部の漢籍だが、いずれも、先に佐伯文庫本の要件とした1と2の要件を満たしている。したがって、3の要件を満たせば、その時点で佐伯文庫本と認定されるわけである。かくてめでたく佐伯文庫本と確認されたものが、以下の二十一部である¹⁸。これら二十一部には、すべて「佐伯文庫」の蔵書印が捺されていた。

- 咸賓録 綱鑑正史約 大明律附例註解 大清律箋釈合鈔
- 太平寰宇記 歴代紀事年表 宋李忠定公奏議 農桑輯要
- 勸戒図説 古今圖書集成明倫彙編閩媛典 古今治平畧
- 古今将畧標 古奏議 古今攷 御製詩三集 記録彙編
- 人鏡陽秋

問題は、残る七部の漢籍（と三部の和書）である。以下に改めてその書名を挙げておこう（【内は脱字を補ったもの、（ ）内は直前の誤字を訂正したものである】）。

- 奇賞齋古文彙【編】 李贄正藏書 李贄統藏書 大清会典
- 増補形（刑）書扱会 五音篇韻 明政統宋（宗）

これらは、すべて後述する『以呂波分書目』に著録されるのみならず、冊数も一致している。したがって、佐伯文庫本の当該書が、大分県（ならびに文部省）をへて東京書籍館に入ったことにまず間違いはない。しからば、次に検討されるべきは、現に国会図書館に蔵される同名の書が、何らかの理由で蔵書印の押捺漏れとなった佐伯文庫本なのかという問題であり、そうした検討をへて、所蔵されてしかるべき当該書が国会図書館に現存しないと確定した場合の、それらの行方の問題であろう。

四 佐伯文庫の明治献上本の行方(一)

——東京開成学校への移管

東京書籍館からの旧藩蔵書の「流出事由には三通りあり、その一は東京書籍館廃館にともなう法律書の東京開成学校への交付であり、その二は旧所有者たる府県への返戻であり、その三は重複分の交換用資料としての放出である」という¹⁹。以上三つの事由のうち、その二はもっぱら茨城県についてのものであるからひとまずおき、他のふたつの事由と佐伯文庫本の関連につき、以下で考察することにした。

第一の事由、「東京書籍館廃館にともなう法律書の東京開成学校への交付」は、佐伯文庫本のその後の運命との関わりが最も大きい。但し、これまでの説には誤りがあるから、まずその点を明らかにしておくなければならない。

明治八年二月九日に文部省の所管に復した書籍館(一説では東京書籍館)は、その前後の時点で廃館となり、入れ替わるように、同年五月十七日に(新)東京書籍館が開館した。書籍館(または旧東京書籍館)の蔵書は、おそらくこの時点までに、同年十一月に開館される浅草文庫に移管されていたはずである。従来の説は、この書籍館(または旧東京書籍館)所蔵の法律書の一部が、文部省からの、「教育事務上所要ノ書及ヒ中小学教科書ヲ教育博物館へ、法律書庫中ノ書籍若干ヲ東京開成学校へ、其他ノ書籍ハ悉皆東京府へ交付」せよとの指示により、明治八年に東京開成学校へ交付された。引き渡しの日付は三月三十一日で、採選の方法は、三月一日付けで文部省学務課長から渡された目録に、東京開成学校

側が印をつけるという形でおこなわれた、とする²¹。但し、その主張の根拠とされた上記の文書の日付は、明治十年三月一日であった。したがって、東京開成学校への交付が実施されたのは明治十年でなければならぬ。もちろん、東京開成学校に交付された「法律書庫中ノ書籍若干」も書籍館(または旧東京書籍館)の旧蔵書などではなく、東京書籍館に文部省から交付された、旧藩校所蔵の和漢書の一部だったに相違ない。

ひるがえって、明治十年三月一日付け文部省学務課長の文書には、「廻付候条元法律書庫ニアル図書中貴校法律学校教科上緊切所要ノ部類右目録」が、「(交付目録)」として添付されていた²²。これすなわち東京書籍館から東京開成学校に移管された藩校旧蔵和漢書の目録である。この目録に、上記別表掲載の佐伯文庫本とおぼしき漢籍が四部挙がっている。以下に当該書の記載を引こう。

大明律附例託(註)解	明舒化撰	三十卷	唐本十二冊
大清会典	清伊桑阿纂	百六十二卷	写本四十九冊
大清律箋积合鈔	清剛材纂	三十卷	唐本六冊
刑書抛会	明舒化撰	十五卷	唐本八冊

上記四部の漢籍のうち、『大明律附例註解』・『大清律箋积合鈔』については、国会図書館所蔵の佐伯文庫本と冊数が一致する。しかも、当該書には「東京大学図書之印」、ならびに「東京大学法理文□学部図書」の印記が捺されていた。

東京大学は、明治十年四月に東京開成学校と東京医学校(いずれも明

治七年五月創立)が合併し、法文理学部と医学部からなる総合大学として、その産声をあげた。上記の印記は、そのおり捺されたのみなせる。一月後には東京医学校との合併が控え、これにともなう東京大学への名称変更も予定されていたため、東京開成学校の印記は捺されなかったであろう。しかれば、上記の二書はともに東京書籍館から東京開成学校に移管された法律書であって、東京大学の開学にともない、そこに新設された法理文□学部図書館の所蔵となったものが、ある時期に国会図書館に返還されたもの、とみてよい。

返還の事由は定かでないが、その後東京大学が同一書(同版本とは限るまい)を入手したためか、東京大学における研究の重点が明・清の律から他に移り、この種の書物が不要となったためか、国会図書館が旧藩校所蔵の和漢書を特殊コレクションとして別置管理することに決した時点で返還を申し入れたかのいずれか(もしくはそのうちの複数)の事由だったと思われる。仮に第一の事由であったなら、東京大学の(おそらく法学部)図書館には、佐伯文庫本以外の『大明律附例註解』と『大清律箋釈合鈔』が蔵されていなければならぬ。また、同一内容の漢籍を入手できなかつた場合、ならびに研究の対象外とならなかつた場合には、このときの移管本が今なお東京大学に蔵されている可能性があることになろう。最後の事由であれば、あわせて他の移管本も返還されたはずであるが、既述のごとく、それらは現在国会図書館に所蔵されていない。

ひるがえって、東京開成学校に交付された『大清会典』と『刑書掇会』の冊数だが、佐伯文庫本(「交付書目」の大分県第一次分著録本)の冊数とは一致しない。つまり、問題の『大清会典』と『刑書掇会』には、他

県他藩の旧蔵書だった可能性が否定できないことになる。事実、和歌山県分(第一次)のリストには、八冊本の『刑書掇会』が著録されていた。東京開成学校に移管された『刑書掇会』は、この和歌山県本である可能性が高いのである。だが、『大清会典』は他県のリストにはみあたらないし、『刑書掇会』にしても、東京書籍館時代に改装され、冊数が変わっていた可能性も存しよう。国会図書館には、現に『大清会典』が蔵されているが、明らかに佐伯文庫本ではなく、『刑書掇会』にいたっては、蔵されてもいない。

ここで問題となってくるのが、東京大学法学部図書館の当該書所蔵状況である。『大清会典』は蔵されているが、佐伯文庫本の可能性は皆無である。『刑書掇会』にいたっては、蔵されていた形跡すらみあたらない。聞けば、関東大震災で、総合図書館と法学部図書館の蔵書はほとんど灰燼に帰したのだという。しかれば、この二書については、国会図書館に返還されたか焼失したかの可能性が高いことになろう。先の二書の返還の事由についても、明治・大正期の蔵書のほとんどが灰燼に帰した今、考察することは不可能に近からう。

五 佐伯文庫の明治献上本の行方(二)

——宮内省からの返還

次に、「佐伯文庫」の印記が複数捺される『御製詩三集』だが、これには「宮内省図書印」、ならびに「明治九年文部省交付」の印記が捺されていた。佐伯文庫本は、これまで縷々述べてきたごとく、明治八年に第一

次交付分として東京書籍館に交付されたはずであり、『御製詩三集』も第一次のリストに入っていた。だから、この印記は矛盾する。案ずるに、「御製」ということで、当初は東京書籍館ならぬ宮内省に交付されたが、(旧藩校蔵書ということ?)まもなく文部省に返還され、明治九年になって東京書籍館に交付され直したのではなかったか。ちなみに、大分県分の第一次交付がなされたのは、明治八年十二月二十七日であった。

ひるがえって、上記の二十八部の漢籍のなかには、「佐伯文庫」の印記にかわり、「宮内省図書印」の印記が捺されたものが、なお二部存在している。しかも、この二部は佐伯文庫本の資格を具備していた。李贄の『蔵書』と『続蔵書』がそれである。ところが、この二部には、ありうべき「明治八年文部省交付」(あるいは「明治九年文部省交付」)の印記にかわり、「東京書籍館明治五年文部省創立」の印記が捺されていた(この印記の存在が、既述の、明治五年東京書籍館開館の根拠となっている)。しからば、この二部は佐伯文庫の明治献上本などではなく、もともと宮内省の蔵書だったものが、(東京)書籍館の創立開館にあわせ移管され、浅草文庫に再移管されることなく(新)東京書籍館に残ったものなのかも知れない。だが、『御製詩三集』同様、当初宮内省に交付され、後日文部省へ返還されたものであったが、返還が遅れて明治十年以降になったため、この二部のために「明治〇年文部省交付」の印を造ることをせず、館史を書籍館に遡らせるため新たに造られた「東京書籍館明治五年文部省創立」の印記を捺すことにした、とも考えられなくはない。しからば、この『蔵書』と『続蔵書』についても、佐伯文庫の明治献上本の可能性が存することになる。残された問題は、この二部にはなにもゆえ「佐伯

文庫」の印記が捺されなかったのかという点であるが、この点については、筆者にもよい思案がない。

六 佐伯文庫の明治献上本の行方 (三)

——明治八年文部省交付本・散逸本

かくて、現時点で佐伯文庫の明治献上本と確言できない漢籍七部のうち、四部についての検討を終えたわけだが、残る三部については、角度を変え、明治八年の文部省交付本か否かという観点から検討を加えることにしたい。

上記二十一部の佐伯文庫の明治献上本には、すべてに「明治八年文部省交付」の印記が捺されていた(既述したごとく、『御製詩三集』のみ「明治九年文部省交付」の印記が捺される)。では、先の別表に見える和漢書三十一部のなかに、以上の二十一部以外に、「明治八年文部省交付」の印記が捺されるものはないのか。もちろん存在しているのである。『奇賞齋古文彙【編】』(と、和書の『釈日本記(紀)』)がそれである。

では、『奇賞齋古文彙【編】』に佐伯文庫本の可能性はあるのか。先の「交付書目」の明治八年(ならびに九年)他県他藩分に『奇賞齋古文彙【編】』はなく、冊数も『以呂波分書目』著録のものとは一致するから、その可能性は大であるといえる(遺憾ながら、『釈日本記(紀)』は『以呂波分書目』に著録されない)。逆に、国会図書館所蔵の『五音篇韻』に、「明治八年文部省交付」の印記が捺されているものは存在せず、『明政統宋(宗)』にいたっては、書籍そのものが蔵されていない。しからば、こ

の二部については、国会図書館に佐伯文庫の明治献上本が現存している可能性はほとんどなさそうである。

最後に、以上に述べたところを要約しておこう。

明治八年に大分県をへて文部省から東京書籍館に交付された漢籍二十八部は、すべて佐伯文庫本であったとみられる。これ以外の和書三部、とりわけ『以呂波分書目』に「神皇通紀統編」(冊数不記、国会図書館蔵本の題箋は「神皇通紀統編」として著録される『神皇統通記(紀)』)についても、佐伯文庫本の可能性が高いといえよう(この点については後述)。上記二十八部の漢籍中、二十一部は、今も国会図書館に蔵されている。残る七部中の三部——『奇賞齋古文彙編』『藏書』『統藏書』——についても、蔵書印こそないものの、現に国会図書館に蔵されているものに、佐伯文庫の明治献上本の可能性が存する。このうち、後二者については、ひとたび宮内省に交付された後、東京書籍館に移管されたものであった。残る四部——『大清会典』『形(刑)書撰会』『五音篇韻』『明政統宗(宗)』——については、既述の第一または第三の事由により、すでに国会図書館を離れたと考えられ、前二者、とりわけ『大清会典』については、東京大学で灰燼に帰した可能性が大きい、となる。

なお、以下に第三の事由につき簡述しておく。明治十四年に、洋書不足を補うため、(東京書籍館改め)東京図書館は「重複分を交換用資料とし、東京大学や独乙ハルレ大学等に提供し、代りに洋書を入手した」とされる。附載の、東京大学ならびにハルレ大学との交換本のリストに佐伯文庫本らしきものはみあたらないが、こうした交換は、他の大学との間でも行なわれた可能性がある。このほか、所望の古籍を所蔵する古

本屋に重複分を下取りさせることもあったという。但し、現存する払い用重複本のリストに、佐伯文庫本らしきものはみあたらない。

七 『以呂波分書目』——佐伯文庫の和書

ここで、これまでたびたび言及してきた『以呂波分書目』につき、改めて論ずることにしたい。『以呂波分書目』は、東北大学に所蔵される狩野亨吉旧蔵書、いわゆる狩野文庫の写本で知られる、佐伯藩が江戸幕府への献書後に作成した現存唯一の蔵書目録である。それが、東北大学東北アジア研究センターの磯部彰氏に見出され、その肝煎りで、東北アジア研究センター叢書第九号『東北大学所蔵豊後佐伯藩『以呂波分書目』の研究』として、氏の「東北大学附属図書館蔵狩野文庫本『以呂波分書目』の来歴とその内容」を冠し、このたび影印刊行された(二〇〇三年三月)。

磯部氏は『以呂波分書目』が貴重である理由を、以下のごとく論じている。

当書目が貴重である理由には、第一に、佐伯藩が幕府に献書した後、佐伯藩の国元に残された蔵書について知る有力な手懸りとなるからである。第二には、目録中に補記される豊後と江戸藩邸との間に佐伯藩の蔵書が往来したことを示す記述、或は、同じく蔵書家であった若桜藩主池田冠山や仁正寺藩主市橋長昭らとの間で本の貸借を行なった旨の記述があり、文化交流史や図書館学の面からも有益

な資料である点も挙げられよう。第三に、献納書目と併せることにより、毛利高標の蒐書傾向及びその範囲が具体的に知られる点を指摘できる。

『以呂波分書目』の全面的な検討については別稿に譲ることとし、ここでは、磯部氏のいう第一の理由にあつて、佐伯文庫の明治献上本に関わる事項についてのみ、簡述することにした。

本書目が「文政十一年以後の佐伯藩蔵書目録」であり、そこに漢籍以外の朝鮮本・洋書が著録されている点は、磯部氏の指摘通りであり、多言を要しないが、和書についての指摘には、多少修正の余地がある。非礼を省みず、以下に贅言を連ねるゆえんである。

磯部氏は、「久部」末に別筆で著録され、墨線で抹消されている「群書類従」に言及し、次のように論ずる。

わずかな手懸りからでは速断できないが、和書は「群書類従」のような叢書や類書、和訳本、例えば「庶物類纂 七包六十二本」(之部)「小説選言」(同)「秘府略 欠一本」(飛部)などを基本とし、当時の大名家に見られるような安土桃山頃の戦記は少なかった、或は、毛利家をめぐる古文書類と同一に扱われるか、又は四教堂で別に保管され、書目からははずされたのではなからうか。

磯部氏が和書として挙げる「小説選言」は、今も佐伯市立図書館に蔵される海内の孤本であるが、和書ではなく、明末に雄飛館から刊行され

た、白話小説十八篇十八巻からなる、歴とした漢籍である。まず、この点は修正されなければならない。

次に、筆者にとつて重要な、先の「神皇通紀統編」の存在が挙げられる。これは、「庶物類纂」と同じ之部の末に、「群書類従」同様別筆で、傍線(抹消線かもしれない)を引かれて著録されていた。「神皇通紀統編」は、『以呂波分書目』に著録される和書のひとつではあるが、佐伯文庫の明治献上本の行方を探るための手懸りという面で、重要な意味を持つものであった。

先の別表には、『和名類聚鈔』・『神皇統通記』・『釈日本記(紀)』という三部の和書が見えていた。このうち、『神皇統通記』は、この「神皇通紀統編」に相違あるまい。しからば、佐伯文庫の『神皇通紀統編』は、明治八年の時点で、ひとたびは東京書籍館に納まっていたことになる。しかし、国会図書館現蔵の『神皇統通記(あるいは『神皇通紀統編』)』に、佐伯文庫本とみなしうるものは存在しない。これも、既述の交換の原資とされ、つとに国会図書館を離れてしまったのかもしれない。

閑話休題、『神皇統通記』に佐伯文庫の明治献上本の可能性があるなら、同じく先の別表に見える『和名類聚鈔』と『釈日本記(紀)』にも、『以呂波分書目』に著録されてはいなくとも、同様の可能性があることになる。但し、この二書についても、国会図書館にそれとおほしきものは存在しない。

ひるがえつて、佐伯文庫蔵の和書であるが、その一端を窺わせるものに、『御蔵書目録』がある。これは、増村隆也氏が「佐伯文庫の行方」に復刻しているものであつて、毛利高標没後百五十年の法要が、歴代藩

主の菩提寺佐伯養賢寺で、佐伯史談会主催、佐伯市教育委員会後援で開催された昭和二十五年八月十五日の直前に、増村氏が、毛利家管理人の片岡丈吉翁から借覧したものであるという。そこには、長持三本、桐製書籍箱に納められた三百七十点余の書籍と、三十点ほどの法帖が著録されていたのだが、その第参号長持ならびに桐製書籍箱を中心に、和書も百八十余点著録されていた。書名と冊数のみの著録ゆえ、和書と漢籍（和刻本を含む）の弁別も容易でなく、明治以後の儲蔵にかかるかと疑われるものもあり、詳しい考察については後日に期さざるをえないが、「安土桃山頃の戦記」も佐伯文庫に蔵されていたことは間違いなさそうである。

八 大分県立図書館所蔵の佐伯文庫本（一）——オランダ本

最後に、二〇〇二年に調査した大分県立図書館所蔵の佐伯文庫本につき、少しく言及しておきたい。『大分県立大分図書館蔵書目録 第二巻郷土資料 昭和五十八年一月三十日現在』（大分県立大分図書館、昭和五十八年三月三十日）には、「貴重資料」として八部の佐伯文庫旧蔵本が（ほかに『佐伯侯献書目録』があるが、この目録については別稿で論ずる予定であり、本稿では論じない）、「漢籍」として四部の佐伯文庫本が著録されている。「漢籍」のうちの二部は、「貴重資料」と重複著録されたものであるから、総計では十部の佐伯文庫旧蔵本が蔵されていることになる。いずれにも「佐伯文庫」の印記が捺されており、うち一部を除き、『以呂波分書目』に著録されていた。以下に、先ず「貴重資料」著録の

ものを、その書名のみ掲げる（括弧内は訳名）。

大分県立大分図書館蔵書目録・

第二巻郷土資料

以呂波分書目

五経文字

五経文字

新加九経字様

新加九経字様

備齋叢話

備齋叢話

〔新精撰外科学〕

阿蘭陀本（a）（b）（d）のいずれか

〔海水棲息の各種の貝類の彙集〕

阿蘭陀貝譜（c）

〔自然学原理—国民のために〕

阿蘭陀本（a）（b）（d）のいずれか

〔魚類の歴史〕

阿蘭陀魚譜図（e）

〔ワイマンの植物書〕

阿蘭陀草木譜（f）

このうち、訳名を括弧書きした洋書五部は、「明治八年文部省より旧藩所蔵の図書を提出するよう要請のあった時に、旧佐伯藩から大分県に移送して来たものを、「文部省の要求図書が漢籍であり、洋書は必要視されなかった」という事由で、文部省への提出図書としての選に洩れたのであるが、県の方ではこの図書を佐伯藩に返送せず、そのまま県に収納保管していたものが、後日、福沢記念図書館を経て、大分県立図書館に架蔵され現在に至ったものと推測される」との梅木氏の説（注）によるなら、国会図書館現蔵の佐伯文庫本と時を同じくして佐伯文庫から流出した、兄弟本ということになる。福沢記念図書館は、現大分県立図書館の前身で、福沢諭吉を顕彰するため、大分県教育会が明治三十五年に大分市に

設置し、同三十七年の新築、大正十一年の移転をへて、昭和六年に県へ移管されたという（この建物は戦災で失われた⁽²⁹⁾）。

上記五部の洋書の解題については、梅木氏によるものがすでにあり、詳しくはそれに譲りたい。大分県立図書館は、そのいずれについても、マイクロフィルムに撮影のうえ紙焼製本し、開架で閲覧に供している。

なお、アルファベットは筆者において便宜的に附したものが、これにより明らかなく、佐伯文庫には「阿蘭陀（オランダ）本」がもう一部蔵されていたことになっている。だが、現在までその行方は知れない。

また、(d)(f)の二部に附記された、別筆の「天保末五月江戸ヨリ下ル」の書き込みから、(a)(b)(c)(e)の四部が文政十一（一八二八）年時点で佐伯の藩元にあったこと、(d)(f)の二部はその時点で江戸の藩邸にあり、天保乙未六（一八三五）年に佐伯に戻ったらしいことがわかる。別筆の書き込みがなされた時期についても、その一部については天保六年とわかるわけで、この意味からも注目される記載なのだが、この点も含め、『以呂波分書目』の全面的な検討については後日に期すこととしたい。

また、『以呂波分書目』之部著録の「囑蘭新訳地球全図一帖 辰年江戸御持一帖⁽³⁰⁾」については、梅木氏が「オランダものの地図収蔵考⁽³¹⁾」で論ずるものと同かと思われるが、この行方も、現在までのところ明らかとなっていない。

九 大分県立図書館所蔵の佐伯文庫本（二）——「漢籍」

梅木氏は、大分県立図書館所蔵の佐伯文庫本を「漢籍四部・十六冊⁽³²⁾」とするが、この数字は正確でない。まず、梅木氏が漢籍に含める『五経文字』と『新加九経字樣⁽³³⁾』は法帖であって、いわゆる漢籍とは言い難い点が挙げられる。次に、この方が重要だが、大分県立図書館には、梅木氏が言及しない佐伯文庫本が、もう一部存在している。

そもそも佐伯文庫には法帖が多数収蔵されていた。『佐伯書目』がそれらを「子類之餘」に著録し、『御蔵書目録』が「法帖目録」を別に立てることからみて、法帖類は終始漢籍とは別置保管されていたとみてよい。ところが、『以呂波分書目』は、法帖類を書籍と混記している。おそらく、献書後のある時期から、両者はひとつの目録（すなわち『以呂波分書目』）で管理されるよう変わったのであろう。先の「法帖目録」には、「全部大正六年一月東京送」の記載があり、そこに著録される法帖三十一点については、この時点で東京の毛利家へ移送されたと知れる。だが、その後の行方は杳として知れない。ちなみに、大分県立図書館所蔵の『五経文字』と『新加九経字樣』は、この「法帖目録」に著録されない。つとに佐伯文庫を離れていたに相違ない。

『慵斎叢話』は、朝鮮の成俔の著であって、厳密に言えば漢籍ではないが、佐伯文庫関係の諸書目に著録されており、ここでも漢籍に準じて扱うことにする。もとは十卷五冊そろいであったが、今は卷一・二の二卷一冊のみの残本となっている。写本。「佐伯文庫」と「秋葉文庫」の印記が捺される。「秋葉文庫」は、大分県在住の故伊東東氏の蔵書印という⁽³⁴⁾。

『御蔵書目録』には著録されない。佐伯文庫からの、明治初年以降昭和前期までの流出本だった可能性が高い。

既述のごとく、『大分県立大分図書館蔵書目録・第二巻郷土資料』の「漢籍」の部には、四種の佐伯文庫旧蔵本が著録されていた。経部の『五経文字』と『新加九経字様』（「貴重資料」と重複著録）、史部の『前漢書』、子部の『女科経綸』がそれである。いずれにも「佐伯文庫」の印記が捺されている。

『女科経綸』三冊八巻・写本は、内閣文庫所蔵の佐伯文庫本・燕貽堂刊本による写本とおぼしい。なぜか、『以呂波分書目』には著録されない。

佐伯文庫関係諸書目には著録されており、献書以前から儲蔵されていたことに疑問の余地はないから、長く江戸藩邸に留められ、『以呂波分書目』

には遂に追記されずに終わったのかもしれない。なお、梅木氏の『佐伯文庫の蔵書目』がこの書の所蔵機関を佐伯図書館とするのは誤りである。

最後に、このたび始めてその存在を知った『前漢書』二十九冊九十三卷（欠巻八十、八十二）につき、紹介しておきたい。これは、班固の『漢書』と異なる、明の茅坤の手になる、史鈔類に属する書籍であって、

佐伯文庫関係諸書目は、これを『漢書抄』あるいは『前漢書抄』と著録する。佐伯文庫関係の諸書目は三十冊とし、『以呂波分書目』は「前漢書抄 天保末六月従江戸御持下り 欠二十九本」とするから、江戸の藩邸に置かれている間に欠本となったとみられる。内閣文庫には、旧楓山文庫本・旧昌平坂学問所本など、これと同一とおぼしき版本が三部蔵されており、それゆえ献上本とならなかったと知れる。しかく、さして稀覯とも言い難い版本ではあるが、本書の価値はそれと別なところに存する。それは、本文の上下左右の欄外に、朱・藍・緑などで色分けされ、諸書から書き抜かれた注釈や批評の存在にある。この書き抜きの分析により、

旧蔵者（おそらく毛利高標）の読書範囲を推知することができるに相違ない。なお、『女科経綸』と本書には、「神崎孝行寄贈」のゴム印が捺される。神崎孝行氏については知るところがないが、おそらく地元の篤志家であろう。梅木氏は、なぜか本書の存在に言及しない。神崎孝行氏による寄贈が、これを著録する目録の刊行直前であったため、梅木氏の目に触れなかったのかもしれない。

まとめにかえて

以上で、佐伯文庫旧蔵の明治献上本（と流出本の一部）に関し、筆者の現在知るところはほぼ尽きているのだが、最後に、かつて梅木氏の「太平洋戦争中大分市が空襲を受けた際、戦火によって焼失してしまっ³⁶た」とされた、大分県立図書館旧蔵の佐伯文庫本について考えてみたい。梅木氏がそれとして挙げたのは、以下の八部であった。

通典 三礼考註 大明律 文苑英華 皇珠類苑
 太平御覽 冊府元龜 南巡盛典

このうち、『皇珠類苑』は『皇朝類苑』、すなわち『皇宋事實類苑』の誤りに相違ない。ところが、梅木氏はその後、この『皇珠(朝)類苑』と『通典』を除いた六部に『三才図絵』を加え、さらにこれに「等」の文字を加えたものを、「現在同館には見当たらずが昭和二十八年の発行になる同館の図書館要覧に明記されて」おり、「佐伯文庫の印記のあったこと

がはっきりしている」漢籍とした。

両者の記載を折衷するなら、少なくとも九部の漢籍に「佐伯文庫」の印記が捺されていた可能性があることになろう。だが、どうもはっきりしない。筆者としては早急にこの点を確かめる必要があるのだが、もしこれが「八部」であるなら、以下のように考えることも可能となろう。

大分県分の旧藩校蔵書のうち、文部省（あるいは東京書籍館）に採選されながら、遂に交付されるにいたらなかったものが、既述のごとく八部あった。これと、大分市で戦火により焼失したとされる佐伯文庫本の数「八部」が一致する。ならば、先の未交付分は大分県に留められ、そのまま県立図書館の蔵書になっていたとみてよからう。茨城県のごとく、いったん東京に送られたものが、県側の要望によって返却された例もあったから、以上の説もあながち臆説とはいえない。筆者は、この「臆説」の当否が確かめられる日を、鶴首して待ち望んでいる。

梅木氏は、さらに、「大分県管内旧藩藩引継書籍部類分目録」の存在とそれによる佐伯文庫旧蔵本拡大の可能性にも触れている。こうした点について、本稿では論ずることが出来なかった。再度の調査の機会を待ち、機を改めて論ずることにしたい。なお、本論は、平成十五年度科学研究費補助金（特定領域研究⁽²⁾）「江戸時代における漢籍の流転——佐伯文庫を例に——」による、研究成果の一部である。

註

- (1) 平成十三年度～平成十四年度科学研究費補助金（特定領域研究（A））
- (2) 研究成果報告書『江戸時代における漢籍の流転——佐伯文庫を例に』

（大塚秀高、平成十五年二月）に収めた。

- (2) 『北京大学図書館蔵善本書録』（北京大学出版社、一九九八年五月）の「館蔵簡史」、任継念主編『中国蔵書楼』（遼寧人民出版社、二〇〇〇年十二月）などを参照されたい（二六一―七頁）。

- (3) 国立国会図書館監修＋NDL入門編集委員会編『国立国会図書館入門』（三一書房、一九九八年五月）の「I 国立国会図書館とは何か——概要」、『改定増補内閣文庫蔵書印譜』（国立公文書館、昭和四十四年三月初版、昭和五十六年三月改定増補版）の「書籍館・田中芳男」、『内閣文庫百年史増補版』（汲古書院、昭和六十年十二月初版、昭和六十一年七月増補版）による（三一―三二頁）。

- (4) 西村正守・佐野力「東京書籍館における旧藩蔵書の収集」（国立国会図書館、図書館研究シリーズNo.15、一九七三年二月）に、「明治八年二月廃館と定められた東京書籍館は」とある（二二頁）。

- (5) 註4の西村・佐野論文、ならびに朝倉治彦「上野図書館所蔵藩校旧蔵本略記」（『文献』第二号所収、昭和三十四年十二月）。後者には「明治五年文部省創立云々」という印記もある如く、この図書館の歴史には必ず明治八年の開館から筆を起さず、明治五年の創立から始めるが、引き継いだのは建物と館名であって、蔵書は殆んど引き継がれなかったのだとある（一二頁）。

- (6) 註3の『改定増補内閣文庫蔵書印譜』の「浅草文庫」による。

- (7) 註4の西村・佐野論文、ならびに註3の『国立国会図書館入門』による。なお、梅木幸吉氏の『増補訂正佐伯文庫の研究』（梅木幸吉、平成元年十二月）の「第九章 佐伯文庫の残存本」の「(3) 国立国会図書館収

蔵の旧佐伯文庫残存本」には、大分県に残された文部省通達文書の調査に

よるこの間の経緯が記されており、大いに参考になった。

(8) 『東京書籍館書類』第一冊所収。ただし、註5の朝倉論文より転載した。

転載にあたり、カタカナはひらがなに直し、適宜句読点を加えたことをお断りしておく(一二頁)。

(9) 註3の『国立国会図書館入門』による。

(10) 註3の『国立国会図書館入門』による。

(11) 詳しくは、註4の西村・佐野論文を参照されたい。以下の記述もその多くをこれによっている。

(12) 註4の西村・佐野論文、註7の『増補訂正佐伯文庫の研究』とも、「従前於各地方公費ヲ以取設有之諸学校或ハ文庫病院等ニテ所蔵ノ書籍並ニ古器奇物ノ類ニ至迄別紙雛形通り無遺失取調来申正中可差出候事」の布達を引く。

(13) 註7の『増補訂正佐伯文庫の研究』は、大分県の「明治八年の官省達留」から、文部大輔田中不二磨が明治八年十月五日付で「其県元学校書籍」の差出を求める文書を引く(二六三頁)。

(14) 註4の西村・佐野論文の第二部がそれである。なお、註7の『増補訂正佐伯文庫の研究』は、四三三三〇冊を四六三〇冊に誤る(二六四頁)。

(15) 註4の西村・佐野論文(五頁)。

(16) 註7の『増補訂正佐伯文庫の研究』に収録されている(二六〇〜二六一頁)。

(17) いずれも内閣文庫に蔵される『紅葉齋蔵書目』『毛利家蔵書目』『佐伯献書目録』、後述する、大分県立図書館所蔵の『佐伯侯献書目録』などが

それである。

(18) 註7の『増補訂正佐伯文庫の研究』は、国会図書館所蔵の佐伯文庫本を十七部とし、このうちの十一部の書名のみを挙げる(二六四〜二六五頁)。

(19) 註4の西村・佐野論文(二二頁)。

(20) 註4の西村・佐野論文(二三頁)。

(21) 註4の西村・佐野論文(二二頁)。

(22) 註4の西村・佐野論文(二二〜二三頁)。

(23) 註4の西村・佐野論文(一六頁)。

(24) 註4の西村・佐野論文(二三〜二四頁)。

(25) 原文は「六部」と誤る。筆者において訂正した。

(26) 筆者の『増補中国通俗小説書目』(汲古書院、一九八七年五月)に著録している。

(27) 大分県地方史研究会編『大分県地方史』第六号所収、昭和三十一年二月。

(28) 『佐伯文庫の残存本』、梅本幸吉、昭和五十八年八月(二二〜二三頁)。

(29) 大分県教育会のホームページによる。

(30) 註7の『増補訂正佐伯文庫の研究』(一〇四〜一一六頁)。

(31) 磯部論文は「囑蘭」を「局蘭」に誤る。筆者において訂正した。

(32) 註7の『増補訂正佐伯文庫の研究』(一一六〜一一七頁)。

(33) 註28の『佐伯文庫の残存本』(二二頁)。

(34) 『大分県立大分図書館蔵書目録・第二巻郷土資料』昭和五十八年一月三十日現在)の「漢籍」の部は、「新加九経字様」を「文化刊(官版)」とするが、

これは誤り。

- (35) 大分県立図書館の萱島氏の示教による。
- (36) 註28の『佐伯文庫の残存本』(二三二頁)。
- (37) 註7の『増補訂正佐伯文庫の研究』(一四四頁)。